

定額減税補足給付金（調整給付）のご案内

令和6年分の所得税及び令和6年度分の住民税において実施されている定額減税がしきれないと見込まれる納税義務者に対し、[定額減税補足給付金\(調整給付\)](#)を給付します。

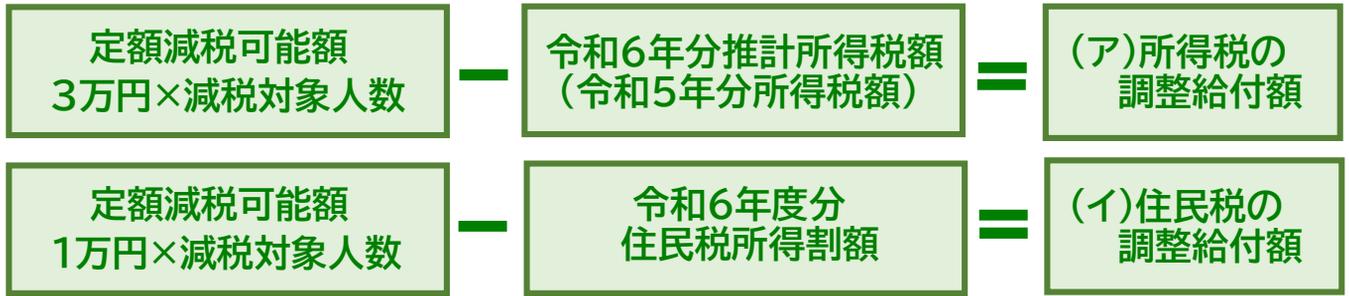
※定額減税の詳細は、国税庁または総務省ホームページをご覧ください。

支給額

(ア)と(イ)の合算額を1万円単位に切り上げた額

(ア)所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数)が、定額減税前の「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」を超えた金額

(イ)住民税の定額減税可能額(1万円×減税対象人数)が、定額減税前の「令和6年度分住民税所得割額」を超えた金額

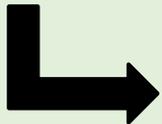


対象者

[基準日\(令和6年1月1日\)時点で美浜町に住民登録がある方](#)で、所得税または住民税所得割が課税されている方のうち、納税義務者本人及び控除対象配偶者を含む扶養親族数に基づき算定される[定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分住民税所得割額を上回る方](#)

ただし、以下の方は**対象外**です。

- ・納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方
- ・令和6年分推計所得税額及び令和6年分住民税所得割額(減税前)ともに0円の方



条件を満たす方には、美浜町から「[確認書](#)」を送付します。
必要事項を記入し、返信用封筒にて返送してください。

手続き等の詳細は、裏面をご確認ください。

手続方法

給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。

- ① 給付対象となる方には、美浜町から給付内容が記載された「**確認書**」が届きます。
- ② 表面に記載されている振込口座を確認してください。
※「口座欄が空欄の方」「別口座への振込を希望する方」は、裏面に口座を記入し、通帳等の写しを添付してください。
- ③ 表面に記載されている調整給付の算定金額を確認してください。
※算定金額について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正し、相違があることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写しを添付してください。
- ④ 上記事項を確認したら、表面に氏名・確認日・連絡先電話番号を記入してください。
- ⑤ 「**確認書**」「**本人確認書類の写し**」「通帳等の写し(※該当の方のみ)」「相違が分かる関係書類(※該当の方のみ)」を同封の返信用封筒に入れ美浜町役場へ返送してください。

支給時期

町が**確認書**を受理した日から
3週間後が目安です。

返送期限

令和6年10月31日(木)
消印有効

不足額給付について

今回の定額減税補足給付金(調整給付)は、なるべく早く給付を実施するという観点から、所得税分については町で把握している令和5年分の所得状況などの情報に基づき、給付額が算定されています。

令和6年分の所得税額が確定した後、当初(今回)の給付額に不足があることが判明した場合は、**令和7年度に不足額給付を行う予定です。**

お問い合わせ先

美浜町役場 税務課(定額減税関係) TEL 0738-23-4903
美浜町役場 総務課(給付関係) TEL 0738-23-4901
受付時間 8:30~17:15(土日祝を除く)

